

兵庫県公報

平成21年5月22日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

規 則	ページ
○生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（社会援護課）	1
○使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（公園緑地課）	1
○兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（同）	2

公布された法令のあらまし

●生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第42号）

国の生活福祉資金貸付制度要綱の一部改正により、福祉資金の障害者等福祉用具購入費及び障害者自動車購入費の貸付限度額が引き上げられたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

●使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（規則第43号）

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第8号）のうち、兵庫県立三木総合防災公園のグラウンドゴルフ場の利用料金の基準額に係る改正規定の施行期日を平成21年5月23日とすることとした。

●兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則（規則第44号）

兵庫県立三木総合防災公園にグラウンドゴルフ場を設置することに伴い、同施設を平日に利用する場合の利用料金の基準額を定めることとした。

規 則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月22日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第42号

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の一部を改正する規則

生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号ただし書中「場合は」の右に「、社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会の代表者が特に必要であると認める場合を除き」を加える。

別表福祉資金の款障害者等福祉用具購入費の項中「1,200,000円」を「1,700,000円」に、「6年」を「8年」に改め、同款障害者自動車購入費の項中「2,000,000円」を「2,500,000円」に、「6年」を「8年」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生活福祉資金貸付事業の補助に関する条例施行規則の規定は、平成21年4月1日以降の実施に係る生活福祉資金貸付事業について適用し、同日前の実施に係る生活福祉資金貸付事業については、なお従前の例による。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成21年5月22日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第43号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成21年兵庫県条例第8号）附則第1項第7号に規定する規則で定める日は、平成21年5月23日とする。



兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 5 月 22 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第44号

兵庫県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県立都市公園条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第105号）の一部を次のように改正する。

別表第4の2の部中「又は県内の学校に在学する児童等」の右に「(条例第15条の2第3項に規定する児童等をいう。以下同じ。)」を加え、同表の9の部陸上競技場の照明器具を伴う利用の場合の加算の款の次に次のように加える。

グラウンドゴルフ場	8ホールにつき1回	250円。ただし、障害者が利用する場合は無料とし、児童等が利用する場合は100円とする。
-----------	-----------	--

附 則

この規則は、平成21年5月23日から施行する。